## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年12月25日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

その	)他:	7 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	中性子計装系起動領域モニター点検用測定器の校正試験において、電圧計2台に「交流電圧測定リニアリティ校正」で基準範囲逸脱が認められたため、当該電圧計を点検・修理。	対象外	H27.2.10再審議 にてグレード変 更 GⅢ→対象外
2	3号機	照明用分電盤(LP-3R44)において、回路NO.8(原子炉建屋2階屋上(南、北エリア))の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	対象外	H27.4.10再審議 にてグレード変 更 GⅢ→対象外
3	3号機	照明用分電盤(LP-3R45)において、回路NO. 26(原子炉建屋2階南西エリア、除染パン コンセント)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	対象外	H27.4.10再審議 にてグレード変 更 GⅢ→対象外
4	3号機	換気空調補機冷却系低温用冷水ポンプ(A)入口圧力計において、圧力指示針の変動(ポンプからの振動が計器に伝わり指示針変動)が認められたため、当該圧力計点検及び対策検討。	GⅢ	
5	1·2号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系脱塩塔(A)出口導電率検出器において、検出器差込口より水の漏えい(5秒に1滴、汚染なし)が認められたため、当該検出器を点検・修理。 なお、漏えい水は仮設容器で受けている。	GⅢ	
6	3·4号廃棄物 処理設備	換気空調系制御室空調系冷凍機(B)冷水出口温度計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該温度計を点検・修理。	GⅢ	
7	その他	1~4号取水設備固定バースクリーンは17ヶ月毎に簡易点検を実施しているが、海生物の付着が軽微であることから点検時期をマニュアルに従い検討・評価し平成27年度の本格点検まで延長。	GⅢ	